

## PWM日本証券株式会社の取引約款・規定集 新旧対照表

2022年12月

新旧対照表において施行日を明記しているものを除き、2023年1月1日を効力発生日として、取引約款・規定集を改定いたします。

(下線部分が改定箇所となります。)

(新)	(旧)
<b>勧誘方針</b>	
PWM日本証券株式会社（以下「弊社」といいます。）は、弊社社員及びIFA（独立系ファイナンシャル・アドバイザー）を通じて、投資信託等による長期分散投資を投資者の皆様にお勧めすることを業務の中心とした資産管理型証券会社です。	PWM日本証券株式会社（以下「弊社」といいます。）は、弊社社員及びIFA（独立系ファイナンシャル・アドバイザー）を通じて、投資信託等による長期分散投資を投資者の皆様にお勧めすることを業務の中心とした資産管理型証券会社です。
1.～3. (現行どおり)	1.～3. (省略)
<b>お問合せ先</b> 弊社：法務・コンプライアンス部 一般電話からの場合 0120-193-261 携帯電話からの場合 03- <u>6809-2443</u>	
<b>附則</b> <u>この勧誘方針の規定は、2023年1月10日から施行するものとします。</u>	
<b>個人情報保護方針</b>	
弊社は、弊社役職員、IFA（独立系ファイナンシャル・アドバイザー）及び業務委託先を通して、最適な投資プロセスを提供することによりお客様の資産管理を支援し、またこの投資プロセスを広く日本に普及させ、国民の皆様の資産形成に貢献してまいりたいと考えております。弊社は、こうしたサービスの提供に必要不可欠であるお客様の個人情報を、適切に保護・管理することは弊社の社会的責任と考えております。	弊社は、弊社役職員、IFA（独立系ファイナンシャル・アドバイザー）及び業務委託先を通じて、最適な投資プロセスを提供することによりお客様の資産管理を支援し、またこの投資プロセスを広く日本に普及させ、国民の皆様の資産形成に貢献してまいりたいと考えております。弊社は、こうしたサービスの提供に必要不可欠であるお客様の個人情報を、適切に保護・管理することは弊社の社会的責任と考えております。

(新)	(旧)
<p>弊社では、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）に対する取組み方針として、ここに「個人情報保護方針」を定め、弊社役職員、IFA 及び業務委託先の<u>すべて</u>が、この「個人情報保護方針」を理解し、個人情報保護の取組みを継続的に続けてまいります。</p> <p><u>弊社の本店所在地及び代表者名等は、ホームページ上の会社概要をご覧ください。</u></p>	<p>弊社では、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）に対する取組み方針として、ここに「個人情報保護方針」を定め、弊社役職員、IFA 及び業務委託先の<u>全て</u>が、この「個人情報保護方針」を理解し、個人情報保護の取組みを継続的に続けてまいります。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>個人情報保護宣言</b></p> <p>1～8 (現行どおり)</p>	<p style="text-align: center;"><b>個人情報保護宣言</b></p> <p>1～8 (省略)</p>
<p><b>個人情報等の利用目的について</b></p> <p>弊社は、以下に掲げる事業内容と利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報等を取り扱います。この利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報等を取り扱うことはしません。また、弊社は、この利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて個人情報等の利用目的を変更しません。合理的と認められる範囲内で利用目的を変更した場合は、変更された利用目的についてご本人に通知し、又は公表します。</p>	<p><b>個人情報等の利用目的について</b></p> <p>弊社は、以下に掲げる事業内容と利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報等を取り扱います。この利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報等を取り扱うことはしません。また、弊社は、この利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて個人情報等の利用目的を変更しません。合理的と認められる範囲内で利用目的を変更した場合は、変更された利用目的についてご本人に通知し、又は公表します。</p>
<p><b>&lt;事業内容&gt;</b></p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 <u>保険募集業務等、法令により金融商品取引業者が営むことができる業務及びこれらに付随する業務</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p><b>&lt;利用目的&gt;</b></p>	<p><b>&lt;事業内容&gt;</b></p> <p>1 (省略)</p> <p>2 <u>確定拠出年金法第2条第7項に規定する確定拠出年金運営管理業等、法令により金融商品取引業者が営むことができる業務及びこれらに付随する業務</u></p> <p>3 (省略)</p> <p><b>&lt;利用目的&gt;</b></p>

(新)	(旧)
1～14 (現行どおり)	1～14 (省略)
<u>個人情報等に関するお問合せ・ご相談</u>	<u>個人情報等に関するお問合せ・ご相談</u>
<u>保有個人データの開示等の求めに応じる手続き&lt;概要&gt;</u>	<u>保有個人データの開示等の求めに応じる手続き&lt;概要&gt;</u>
1～4 (現行どおり)	1～4 (省略)
<u>お客様の個人データを外国にある第三者に提供することに係る情報提供ご請求手続き</u>	<u>(新設)</u>
<u>弊社がお客様の個人データを外国にある第三者に提供することとなり、事後的に提供先の第三者を特定できた場合には、お客様は当該外国の名称、当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報について、弊社に情報提供をご請求いただけます。また、弊社がお客様の個人データを、個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講すべきこととされている措置に相当する措置（以下「相当措置」といいます。）を継続的に講ずるため必要なものとして基準に適合する体制を整備している者に提供する場合は、お客様の同意は不要とされていますが、お客様は以下に掲げる情報について、弊社に情報提供をご請求いただけます。</u>	
<u>1 当該第三者における体制整備の方法</u> <u>2 当該第三者が実施する相当措置の概要</u> <u>3 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容について、弊社が確認する方法及び頻度</u> <u>4 当該外国の名称</u> <u>5 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要</u>	

(新)	(旧)
<p><u>6 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要</u></p> <p><u>7 6の支障が生じたときに弊社が講ずる措置の概要</u></p> <p>個人情報等の取扱いに関するお問合せ及び苦情等の窓口</p> <p>個人情報等の取扱いに関するお問合せ及び苦情等につきましては、以下にて承ります。</p> <p>&lt;弊社&gt; 法務・コンプライアンス部</p> <p>〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズ オフィス6階</p> <p>一般電話からの場合 0120-193-261 携帯電話からの場合 03-6809-2443 受付時間：平日9:00～<u>17</u>:00（除く土日祝日、年末年始） ※Eメールによる受付：privacy@ pwm.co.jp</p>	
	<p>個人情報等の取扱いに関するお問合せ及び苦情等の窓口</p> <p>個人情報等の取扱いに関するお問合せ及び苦情等につきましては、以下にて承ります。</p> <p>&lt;弊社&gt; <u>個人情報等の取扱いに関する苦情・相談窓口</u> 法務・コンプライアンス部</p> <p>〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目14-1 兼松ビルディング9階</p> <p>一般電話からの場合 0120-193-261 携帯電話からの場合 03-3561-4104 受付時間：平日9:00～<u>18</u>:00（除く土日祝日、年末年始） ※Eメールによる受付：privacy@ pwm.co.jp</p>
<p>&lt;認定個人情報保護団体&gt;</p> <p>(現行どおり)</p> <p>個人情報等の主な取得元及び外部委託している主な業務について</p> <p>個人情報等の主な取得元及び外部委託している主な業務につきましては以下のとおりです。</p> <p>&lt;個人情報等の主な取得元&gt;</p> <p>弊社が取得する個人情報等の取得元には以下のようなものがあります。</p>	<p>&lt;認定個人情報保護団体&gt;</p> <p>(省略)</p> <p>個人情報等の主な取得元及び外部委託している主な業務について</p> <p>個人情報等の主な取得元及び外部委託している主な業務につきましては以下のとおりです。</p> <p>&lt;個人情報等の主な取得元&gt;</p> <p>弊社が取得する個人情報等の取得元には以下のようなものがあります。</p>

(新)	(旧)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・口座開設申込書や実施するアンケート等に、お客様に直接、記入していただいた情報</li> <li>・商品やサービスの提供を通して、お客様からお聞きした情報（※弊社は、お客様対応の正確さとサービス向上を目的として、<u>お客様との通話を録音すること</u>があります。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口座開設申込書や実施するアンケート等に、お客様に直接、記入していただいた情報</li> <li>・商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報（※弊社へのお客様からの電話通話につきましては、お客様対応の正確さとサービス向上を目的として、<u>通話録音を行う場合</u>があります。）</li> </ul>
<外部委託をしている主な業務>	
(現行どおり)	(省略)
<u>附則</u> この個人情報保護方針の規定は、2023年1月10日から施行するものとします。	(新設)
<b>お取引等に関するお問合せ・ご相談</b>	
<b>ご意見・苦情等に関する窓口</b> 当社の商品・サービス等に関するご意見・苦情等につきましては、以下の窓口にて承ります。	<b>ご意見・苦情等に関する窓口</b> 当社の商品・サービス等に関するご意見・苦情等につきましては、以下の窓口にて承ります。
<b>当社：法務・コンプライアンス部</b> <u>〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号</u> <u>虎ノ門タワーズ オフィス 6階</u>  一般電話からの場合 0120-193-261 携帯電話からの場合 03-6809-2443 受付時間：平日 9:00～ <u>17</u> :00（除く土日祝日、年末年始）	<b>当社：法務・コンプライアンス部</b> <u>〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目14-1</u> <u>兼松ビルディング9階</u>  一般電話からの場合 0120-193-261 携帯電話からの場合 03-3561-4104 受付時間：平日 9:00～ <u>18</u> :00（除く土日祝日、年末年始）
<b>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（略称：FINMAC フィンマック）</b>  (現行どおり)	<b>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（略称：FINMAC フィンマック）</b>  (省略)
<u>附則</u>	(新設)

(新)	(旧)
<p>このお取引等に関するお問合せ・ご相談の規定は、 2023年1月10日から施行するものとします。</p>	
<b>取引時確認等について</b>	
<p><b>1. 外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に基づく個人情報の提供について</b></p> <p>米国政府及び日本政府からの要請により、当社はお客様が外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意するものとして取り扱います。<u>なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト(<a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf">https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf</a>)に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局(IRS)においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。</u></p> <p>①～③ (現行どおり) 2.～4. (現行どおり)</p>	<p><b>1. 外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に基づく個人情報の提供について</b></p> <p>米国政府及び日本政府からの要請により、当社はお客様が外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意するものとして取り扱います。</p> <p>①～③ (省略) 2.～4. (省略)</p>
<b>総合取引約款</b>	
<p><b>第63条(個人情報の取扱い)</b></p> <p>米国政府及び日本政府からの要請により、当社はお客様が外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として次の各号のいずれか</p>	<p><b>第63条(個人情報の取扱い)</b></p> <p>米国政府及び日本政府からの要請により、当社はお客様が外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として以下の①、②又は③</p>

(新)	(旧)
<p>に該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名／名称、住所／所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意するものとして<u>取り扱います。</u>なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（<a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf">https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf</a>）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。</p> <p>①～③ (現行どおり)</p>	<p>に該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名／名称、住所／所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意するものとして<u>取扱います。</u></p> <p>①～③ (省略)</p>

#### 外国証券取引口座約款

第33条（個人データの第三者提供に関する同意）	第33条（個人データの第三者提供に関する同意）
<p>1 お客様は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該お客様の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に応じて必要な範囲に限ります。）が提供されることがあることに同意するものとします。</p> <p>①～③ (現行どおり)</p> <p>④ 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を<u>含みます</u>。以下この号において同じ。）が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合であって、その内容が、裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないこと及び他の</p>	<p>お客様は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該お客様の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に応じて必要な範囲に限ります。）が提供されることがあることに同意するものとします。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を<u>含む</u>。以下この号において同じ。）が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合であって、その内容が、裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないこと及び他の目的に利用されな</p>

(新)	(旧)
<p>目的に利用されないことが明確な場合 当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関</p> <p>2 <u>米国政府及び日本政府からの要請により、当社はお客様が外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することができますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意するものとして取り扱います。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト(<a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf">https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf</a>)に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局(IRS)においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。</u></p> <p>① <u>米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織</u></p> <p>② <u>米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織</u></p> <p>③ <u>FATCAの枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)</u></p>	<p>いことが明確な場合 当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>
<b>非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款</b>	
第5条の4 (特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)	第5条の4 (特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

(新)	(旧)
1 (現行どおり)	1 (省略)
2 特定非課税管理勘定には、お客様の区分に応じそれぞれ次の①又は②及び③に定める上場株式等を受け入れれることができません。 ①②以外のお客様 第1項第1号イに掲げる上場株式等で次のいずれかに該当するもの イ 特定非課税管理勘定に当該上場株式等を受け入れようとする日以前6カ月以内にその者の特定累積投資勘定において上場株式等を受け入れていない場合に取得をしたもの ロ～ハ (現行どおり) ②～③ (現行どおり)	2 特定非課税管理勘定には、お客様の区分に応じそれぞれ次の①又は②及び③に定める上場株式等を受け入れれることができません。 ①②以外のお客様 第1項第1号イに掲げる上場株式等で次のいずれかに該当するもの イ 特定非課税管理勘定に当該上場株式等を受け入れようとする日以前6カ月以内にその者の <u>その年分</u> の特定累積投資勘定において上場株式等を受け入れていない場合に取得をしたもの ロ～ハ (省略) ②～③ (省略)

#### 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

<b>第2条（未成年者口座開設届出書等の提出）</b> 1～4 (現行どおり) 5 当社が「未成年者口座廃止届出書」（お客様がその年1月1日において <u>17</u> 歳である年の9月30日又は2023年9月30日のいづれか早い日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において <u>17</u> 歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。	<b>第2条（未成年者口座開設届出書等の提出）</b> 1～4 (省略) 5 当社が「未成年者口座廃止届出書」（お客様がその年1月1日において <u>19</u> 歳である年の9月30日又は2023年9月30日のいづれか早い日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において <u>19</u> 歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。
<b>第3条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定）</b> 1 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項各号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第14条から第16条、第18	<b>第3条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定）</b> 1 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項各号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第14条から第16条、第18

(新)	(旧)
<p>条及び第 24 条第 1 項を除き、以下同じ。) (以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。)につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。) は、2016 年から 2023 年までの各年(お客様がその年の 1 月 1 日において <u>18</u> 歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。) の 1 月 1 日に設けられます。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。) は、2024 年から 2028 年までの各年(お客様がその年の 1 月 1 日において <u>18</u> 歳未満である年に限ります。) の 1 月 1 日に設けられます。</p>	<p>条及び第 24 条第 1 項を除き、以下同じ。) (以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。)につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。) は、2016 年から 2023 年までの各年(お客様がその年の 1 月 1 日において <u>20</u> 歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。) の 1 月 1 日に設けられます。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。) は、2024 年から 2028 年までの各年(お客様がその年の 1 月 1 日において <u>20</u> 歳未満である年に限ります。) の 1 月 1 日に設けられます。</p>
<b>第 7 条 (課税未成年者口座等への移管)</b>	<b>第 7 条 (課税未成年者口座等への移管)</b>
<p>1 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② お客様がその年の 1 月 1 日において <u>18</u> 歳である年の前年 12 月 31 日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>1 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① (省略)</p> <p>② お客様がその年の 1 月 1 日において <u>20</u> 歳である年の前年 12 月 31 日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>2 (省略)</p>
<b>第 21 条 (代理人による取引の届出)</b>	<b>第 21 条 (代理人による取引の届出)</b>
<p>1 ~ 2 (現行どおり)</p> <p>3 お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合にお</p>	<p>1 ~ 2 (省略)</p> <p>3 お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合にお</p>

(新)	(旧)
<p>いて、お客様が<u>18歳</u>に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が<u>18歳</u>に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p>	<p>いて、お客様が<u>20歳</u>に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が<u>20歳</u>に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p>
<p><b>第 24 条（未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示）</b></p> <p>1 お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等（未成年者口座への受入れである場合には、第 3 条第 1 項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第 13 条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。<u>ただし、アセット・アクセル契約に基づく買付の場合、当年の非課税余裕額（未利用金額）があれば優先的に利用します。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p><b>第 24 条（未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示）</b></p> <p>1 お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等（未成年者口座への受入れである場合には、第 3 条第 1 項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第 13 条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。</p> <p>2 (省略)</p>

(新)	(旧)
<b>第 26 条（非課税口座のみなし開設）</b>	<b>第 26 条（非課税口座のみなし開設）</b>
<p>1 2017 年から 2028 年までの各年（その年 1 月 1 日においてお客様が <u>18</u> 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において <u>18</u> 歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約（同項第 2 号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）又は特定非課税累積投資契約（同項第 6 号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</p>	<p>1 2017 年から 2028 年までの各年（その年 1 月 1 日においてお客様が <u>20</u> 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において <u>20</u> 歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約（同項第 2 号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）又は特定非課税累積投資契約（同項第 6 号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</p>
<b>第 27 条（本契約の解除）</b>	<b>第 27 条（本契約の解除）</b>
<p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①～④ （現行どおり）</p> <p>⑤ お客様が出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が <u>18</u> 歳である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の 1 月 1 日においてお客様が <u>18</u> 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日</p> <p>⑥～⑦ （現行どおり）</p>	<p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①～④ （省略）</p> <p>⑤ お客様が出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が <u>20</u> 歳である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の 1 月 1 日においてお客様が <u>20</u> 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日</p> <p>⑥～⑦ （省略）</p>